

寒河江市教育委員会告示第15号

寒河江市指定有形文化財の指定について

寒河江市文化財保護条例（昭和31年市条例第44号）第10条第1項の規定により、下記のとおり寒河江市指定有形文化財に指定する。

令和7年12月15日

寒河江市教育委員会

教育長 佐藤 志津男

記

寒河江市指定有形文化財

歴史資料

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	所有者住所等
寒河江城 古絵図	1 枚	寒河江市 中央一丁目 7番14号	寒河江市	寒河江市 中央一丁目 9番45号
寒河江本郷 六ヶ村絵図	1 枚	寒河江市 中央一丁目 7番14号	寒河江市	寒河江市 中央一丁目 9番45号